

【新設】（賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い）

7-6の2-10の2 賃借人が、賃借人の会計リース期間を用いて経理を行っているリース資産に係る令第48条の2第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》の規定又はこの節における各通達の適用に当たっては、当該賃借人の会計リース期間を同号の「リース期間」又は当該各通達の「リース期間」とする。

(注) 本文の賃借人の会計リース期間とは、賃借人が原資産（2-1-1ただし書の(2)④(2)《収益の計上の単位の通則》に定める原資産をいう。以下この節において同じ。）を使用する権利を有する解約不能期間（2-1-29④4(1)《賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期》に定める解約不能期間をいう。）に次の(1)及び(2)の期間を加えた期間をリース期間としている場合の当該リース期間をいう。

(1) 賃借人が行使することが合理的に確実であるリース（2-1-1ただし書の(2)④(1)に定めるリースをいう。以下この節において同じ。）の延長オプションの対象期間

(2) 賃借人が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

【解説】

- 1 本通達では、リース取引の賃借人が、当該リース取引に係る契約における延長オプション又は解約オプションの対象期間を含めてリース期間の算定を行っている場合の取扱いについて明らかにしている。
- 2 新リース会計基準における借手のリース期間は、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、①借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び②借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間の両方の期間を加えて決定することとされている（リースに関する会計基準 15・31）。
すなわち、契約に定められたリースの解約不能期間そのものをリース期間とするのではなく、オプションの行使を含めた原資産を使用する期間についての企業の合理的な見積りをリース期間に反映することとされている。
これは、存在するオプションの対象期間について、企業の合理的な判断に基づき資産及び負債を計上することが、財務諸表利用者にとって有用な情報をもたらすものと考えられること、及び、国際会計基準との整合による国際的な比較可能性を確保することを理由とするものである（リース会計基準 BC36 参照）。
- 3 他方、法人税法上、リース期間は、リース取引に係る契約において定められているリース資産の賃貸借の期間をいうとされている（令 48 の2⑤七）。

4 ここで、新リース会計基準においてリース期間に含めることとされている上記２①②の期間は、契約期間そのものではなく、借手の合理的な見積りを反映したものであるため、税務上のリース期間に該当するか疑問が生ずる。

5 この点、確かに、上記２①②の期間は、借手の見積りを反映したものであるものの、その行使可能性については「合理的に確実」であることが要求されており、恣意的な見積りが許されるものではなく、また、加算することになる期間も、あくまでリース取引に係る契約において定められているオプションの対象期間であることから、リース取引の賃借人が会計上採用することとしたリース期間を、税務上のリース期間とすることに特段の問題はないと考えられる。

したがって、本通達において、リース取引の賃借人が新リース会計基準に基づくリース期間を用いて経理を行っているリース資産については、その用いたリース期間を税務上のリース期間として取り扱う旨を明らかにしている。